

東浦町公告

自動販売機の設置について、次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施する。

令和8年2月2日

東浦町長 日 高 輝 夫

1 入札に付する事項

- (1) 貸付物件名 飲料用自動販売機設置に係る町有財産の貸付け 物件番号1 から9まで
- (2) 設 置 場 所 別紙貸付物件一覧のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書、貸付物件一覧のとおり
- (4) 貸 付 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）
- (5) 最低貸付料 別紙貸付物件一覧のとおり

2 入札参加資格

- (1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ② 入札の公告の日から落札決定までの期間において、東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく入札参加停止又は入札参加見合せを受けていない者であること。
 - ③ 法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を有し、個人にあっては、愛知県内で事業を営んでいること。
 - ④ 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - ⑦ 国税、県税及び町（市、村）税を滞納していないこと。
 - ⑧ 自動販売機の設置業務について、入札公告の日から過去2か年以内に、自ら管理、運営する自動販売機を国又は地方公共団体の施設等に設置した実績を有していること。
- (2) 次に該当する者は入札に参加することができません。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若

しくは数量に関して不正の行為をした者

② 入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

③ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ ①から⑤までの一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 東浦町役場

知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 0562-83-3111

(2) 期 間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）

4 入札参加申込の受付期間及び場所

(1) 申込受付期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで
（土曜日、日曜日、及び休日を除く。）

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 申込受付場所 東浦町役場総務部行政課契約管財係（本庁舎 2 階）

※郵送による申込の場合（令和 8 年 2 月 10 日午後 4 時必着）

送り先 〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

東浦町役場総務部行政課 宛

(3) 提 出 書 類 制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（要領様式第 1）

5 仕様書の縦覧期間及び場所

(1) 縦覧期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで
（土曜日、日曜日、及び休日を除く。）

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 縦覧場所 東浦町役場総務部行政課契約管財係（本庁舎 2 階）

6 仕様書の配布期間、場所及び方法

(1) 配布期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

(土曜日、日曜日、及び休日を除く。)

午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所 東浦町役場総務部行政課契約管財係 (本庁舎2階)

(3) 配布方法 東浦町役場総務部行政課にて、仕様書を配布するほか、東浦町ホームページよりダウンロードにて配布します。

7 質疑の提出

(1) 提出方法 一般競争入札説明書等に関する質問書(要領様式第2)を電子メールで提出してください。

(2) 提出期限 令和8年2月10日(火)午後4時まで

(3) 回答方法 (2)の期限までに受け付けた質問に対する回答については、回答書(要領様式第3)により質問者に回答します。また、その他の申込者には、電子メールにて回答します。

(4) 提出先 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町役場総務部行政課 宛

電話番号 0562-83-3111 (代表)

メールアドレス gyosei@town.aichi-higashiura.lg.jp

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札日時	物件番号1	令和8年2月17日(火)午前9時30分
	物件番号2	令和8年2月17日(火)午前9時35分
	物件番号3	令和8年2月17日(火)午前9時40分
	物件番号4	令和8年2月17日(火)午前9時45分
	物件番号5	令和8年2月17日(火)午前9時50分
	物件番号6	令和8年2月17日(火)午前9時55分
	物件番号7	令和8年2月17日(火)午前10時00分
	物件番号8	令和8年2月17日(火)午前10時05分
	物件番号9	令和8年2月17日(火)午前10時10分

(2) 入札及び開札場所 東浦町役場本庁舎3階(第1委員会室)

9 入札保証金について

免除

10 入札金額について

(1) 入札金額は、1(4)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、一月以上の土地貸付に係る入札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。

11 入札書について

- (1) 入札参加者は、指定の入札書（貸付け契約用）（要領様式第4）に必要とする事項を記載のうえ、記名押印し、入札用封筒に入れ封緘してください。封筒の表には貸付物件名及び物件番号、設置場所、貸付期間を記入し、裏には住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者名）を記入押印のうえ、8に示す日時及び場所へ持参してください。

[記入例]

(表)

東浦町長 殿		
貸付物件名	入札説明書より転記	物件番号
設置場所	別紙貸付物件一覧より転記	
貸付期間	入札説明書より転記	

(裏)

入札者	住所
	氏名
	(名称及び代表者氏名)

- (2) 入札書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めません。
- (4) 代理人が入札書を持参する場合は、入札前に委任状を持参してください。
- (5) 複数の案件に入札する場合は、委任状に案件番号をすべて記載してください。

12 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (3) 入札参加者及び入札代理人又は使用人以外の者がした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があつた者の入札

- (6) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (7) 同一封筒又は同一入札書に2以上の意思表示をした入札
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (9) 記名又は押印若しくはその両方がない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざん又は訂正した入札
- (12) 最低貸付料未満の入札

13 開札

- (1) 開札は、8で指定する日時及び場所で、入札の終了後直ちに行います。
- (2) 開札は入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせて行います。

14 落札候補者の決定

- (1) 最低貸付料以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次に高価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留にします。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定します。この場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとします。

15 資格確認書類の提出

落札候補者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、以下に定める提出書類(各1部)を令和8年2月18日(水)午後4時までに持参により提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①制限付一般競争入札参加資格確認申請書(貸付け契約用)(要領様式第6)
 - ②誓約書(要領様式第7)
 - ③証明書類(発行日から3か月以内のもの、写し可)
 - 法人：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
 - 個人：住民票の写し(本人分のみ)
 - 身元(分)証明書(本籍地の市区町村で発行)
 - ④国税、県税及び町(市、村)税の未納がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの、最新年分のもの、写し可)
 - ・国税について(所管税務署で発行)
 - 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の3 未納のないことの証明)

個人：「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の2 未納のないことの証明)

・県税について(愛知県の県税事務所で発行)

法人：「法人県民税」及び「自動車税」の納税証明書

個人：「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書

・町(市、村)税について(各市町村の納税証明書発行窓口で発行)

法人：未納のないことの証明

個人：未納のないことの証明

⑤入札公告の日から過去2か年以内に、自ら管理、運営する自動販売機を国又は地方公共団体の施設等に設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

(2) 提出期限 令和8年2月18日(水)午後4時まで

(3) 提出先 東浦町役場総務部行政課(本庁舎2階)

16 設置事業者の決定

(1) 提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、設置事業者として決定します。

(2) 入札の結果については、入札執行調書(貸付け契約用)(要領様式第9)により公表します。公表場所は、東浦町役場総務部行政課及びインターネットのホームページとします。

17 契約の締結

(1) 「東浦町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」様式第3により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。